

（参考資料）被害状況及びこれまでの主な取組み

1 被害状況

平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況及び避難状況

1 人の被害及び住家被害（平成23年8月1日 8時00分現在）

市町村	人 の 被 害					住 家 被 害			市町村	人 の 被 害					住 家 被 害		
	死者	行 方 不明者	重 軽 傷 者			全壊	半壊	一部 破損		死者	行 方 不明者	重 軽 傷 者			全壊	半壊	一部 破損
				重傷者	軽傷者								重傷者	軽傷者			
	人	人	人	人	人	棟	棟	棟		人	人	人	人	人	棟	棟	棟
福島市	3		16	1	15	161	1,737	2,746	三島町								
会津若松市	1		6		6	4	26	300	金山町								
郡山市	1		3		3	1,883	9,810	48,000	昭和村								
いわき市	308	40	4	3	1	6,499	17,931	20,037	会津美里町			1		1		1	11
白河市	12		2		2	221	1,272	5,041	西郷村	3		4		4	35	200	694
須賀川市	10	1	1		1	690	2,552	10,042	泉崎村						46	252	507
喜多方市									中島村						3	15	968
相馬市	453	6	71	71		1,049	643	3,092	矢吹町			7	1	6	282	1,340	1,617
二本松市			3		3	7	161	4,031	棚倉町						1	12	594
田村市	1		5	1	4	10	48	1,627	矢祭町							5	206
南相馬市	605	68	59	2	57	4,682	975		塙町								270
伊達市			3		3	24	134	4,081	鮫川村								68
本宮市						3	68	1,361	石川町			4		4	1	17	648
桑折町			1		1	50	151	958	玉川村			3		3		15	595
国見町			20		20	60	139	1,262	平田村						1	2	134
川俣町						28	12	253	浅川町			3		3		1	404
大玉村						2	3	330	古殿町							11	293
鏡石町			2		2	206	611	1,587	三春町			2		2	23	67	552
天栄村			3	2	1	53	107	1,334	小野町						4	27	757
下郷町									広野町	2	1				不明	不明	
檜枝岐村									榑葉町	11	2	5	2	3	50		
只見町									富岡町	19	7						
南会津町			1	1					川内村			1		1			20
北塩原村									大熊町	69	1		不明		30		
西会津町									双葉町	29	6	1		1	58	5	
磐梯町			1		1			8	浪江町	141	43						
猪苗代町			1		1	10	12	252	葛尾村	6	1						
会津坂下町			1		1	2	3	19	新地町	105	5	3		3	548	不明	
湯川村							1	18	飯舘村	1		1		1			
柳津町									計	1,780	181	238	84	154	16,726	38,366	114,717

2 避難状況

○避難者数 73,444人
【参考】 避難所入所者数
・県内 12,330人
（一次避難【避難所】1,611人 二次避難【旅館・ホテル等】10,719人）
・県外 46,295人

各分野の被害について

1 地震・津波による被害額 今後の調査により被害額の変更がある。

(1) 農林水産関係の被害額（平成 23 年 4 月 27 日現在）

約 2, 7 5 3 億円

(2) 公共施設等の被害額（平成 23 年 4 月 27 日現在）

約 3, 1 6 2 億円

※南相馬市の一部及び双葉郡 8 町村の概算被害額は含まれていない。

(3) 商工業関連被害額（平成 23 年 4 月 25 日現在）

約 3, 5 9 7 億円

※製造業と商業（卸、小売）の被害額について推計している。

製造業については、建物、機械装置及び在庫、商業（卸、小売）については、建物及び在庫の被害額について推計している。

地震・津波による被害総額 9, 5 1 2 億円

2 原発事故による被害の状況

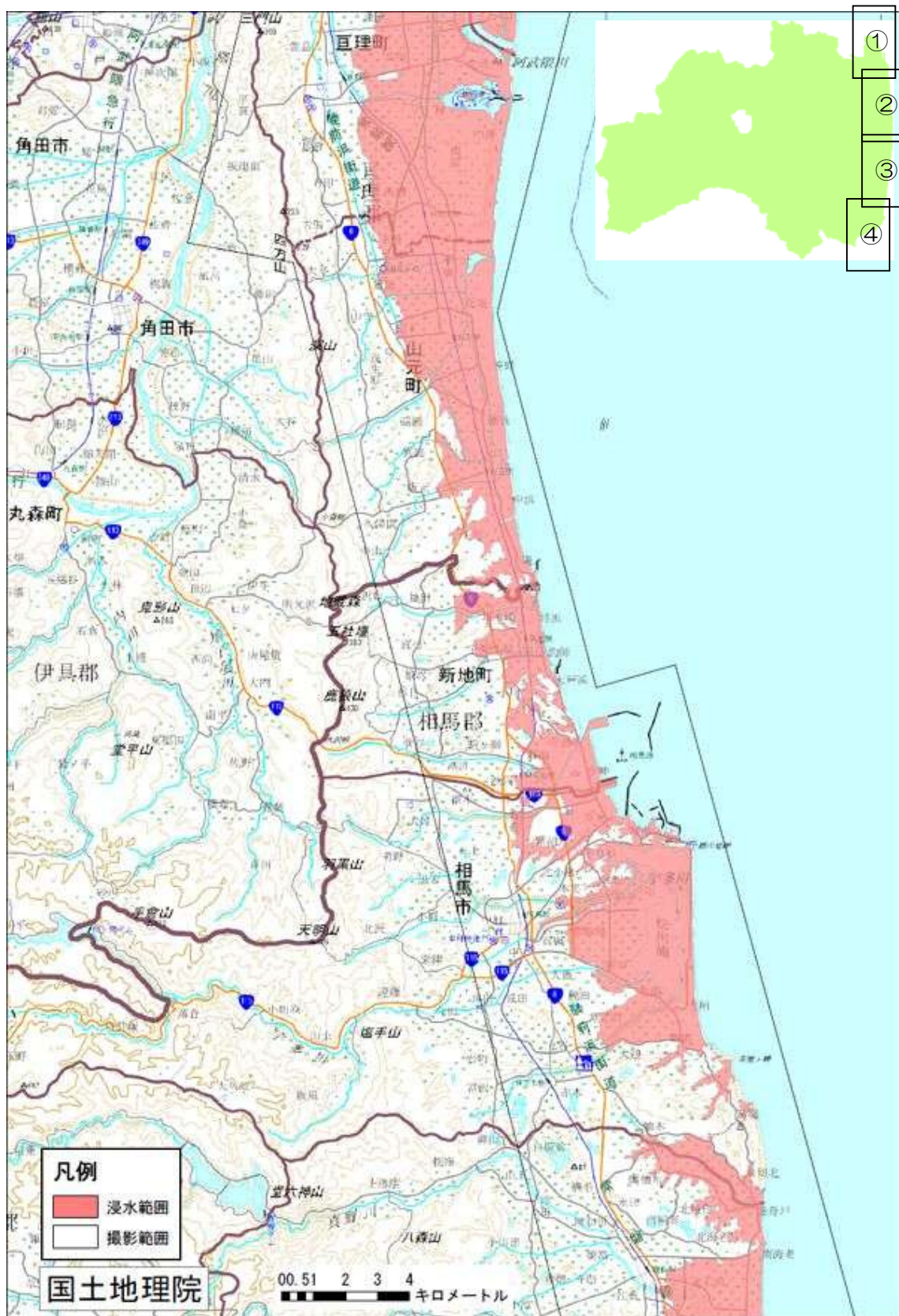
○原発事故の影響は、あらゆる産業、あらゆる分野に及んでおり、被害の全体像については、見通しすら立たない状況。

○人権侵害など、精神的な負担も大きい。

分野	項目	内容
農林畜水産業	出荷制限等	・ホウレンソウなどの野菜や原木しいたけ、コウナゴなど
	作付け等の自粛	・葉タバコ作付け断念 ・規制外の魚についても、今年の漁を自粛
	入荷拒否・価格下落	・福島県産の加工用トマトの契約見送り ・秋に収穫した米の取引のキャンセル
製造業	納入拒否	・加工食品が納入できず ・工業製品にも風評被害 ・原発事故前の製造加工品についても納入を拒否
	放射線測定の要求	・県内メーカーが取引先から残留放射線の測定を求められる ・県ハイテクプラザに放射性物質の調査依頼が殺到
観光業	予約のキャンセル・観光客の激減	・会津東山温泉で3、4ヶ月先までキャンセルが出るなど、県内旅館・ホテル等のキャンセル続出及びそれに伴う観光関連産業の減収 ・会津若松への修学旅行9割減
その他	偏見による風評	・「放射能うつる」と避難児童らがいじめにあったと通報 ・福島からの避難者「受入拒否」 ・ガソリンスタンドに「福島県民お断り」の貼り紙、県内ナンバーの車・トラックでの県外店舗利用拒否 ・大学合格者、原発事故で入学辞退 ・風評被害で物流に支障、相馬地方にトラックが来ない

福島県内の浸水の区域 [浸水面積：約112km²]

① 相双地域北部



出典：国土交通省国土地理院

② 相双地域南部・双葉地域北部



出典：国土交通省国土地理院

③ 双葉地域南部・いわき地域北部



出典：国土交通省国土地理院

④ いわき地域南部

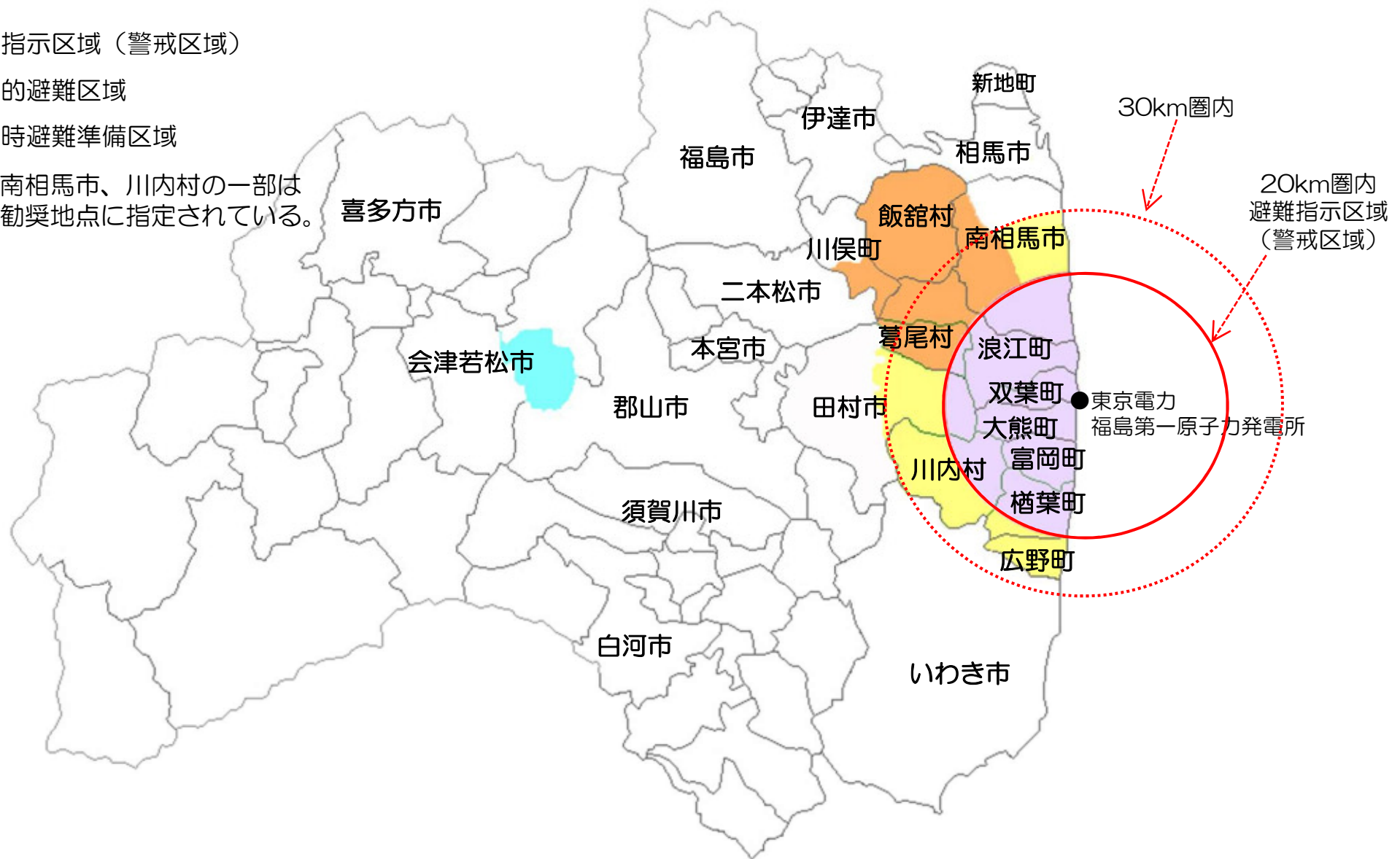


出典：国土交通省国土地理院

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響

- 避難指示区域（警戒区域）
- 計画的避難区域
- 緊急時避難準備区域

※ 伊達市、南相馬市、川内村の一部は
特定避難勧奨地点に指定されている。



平成23年8月5日現在

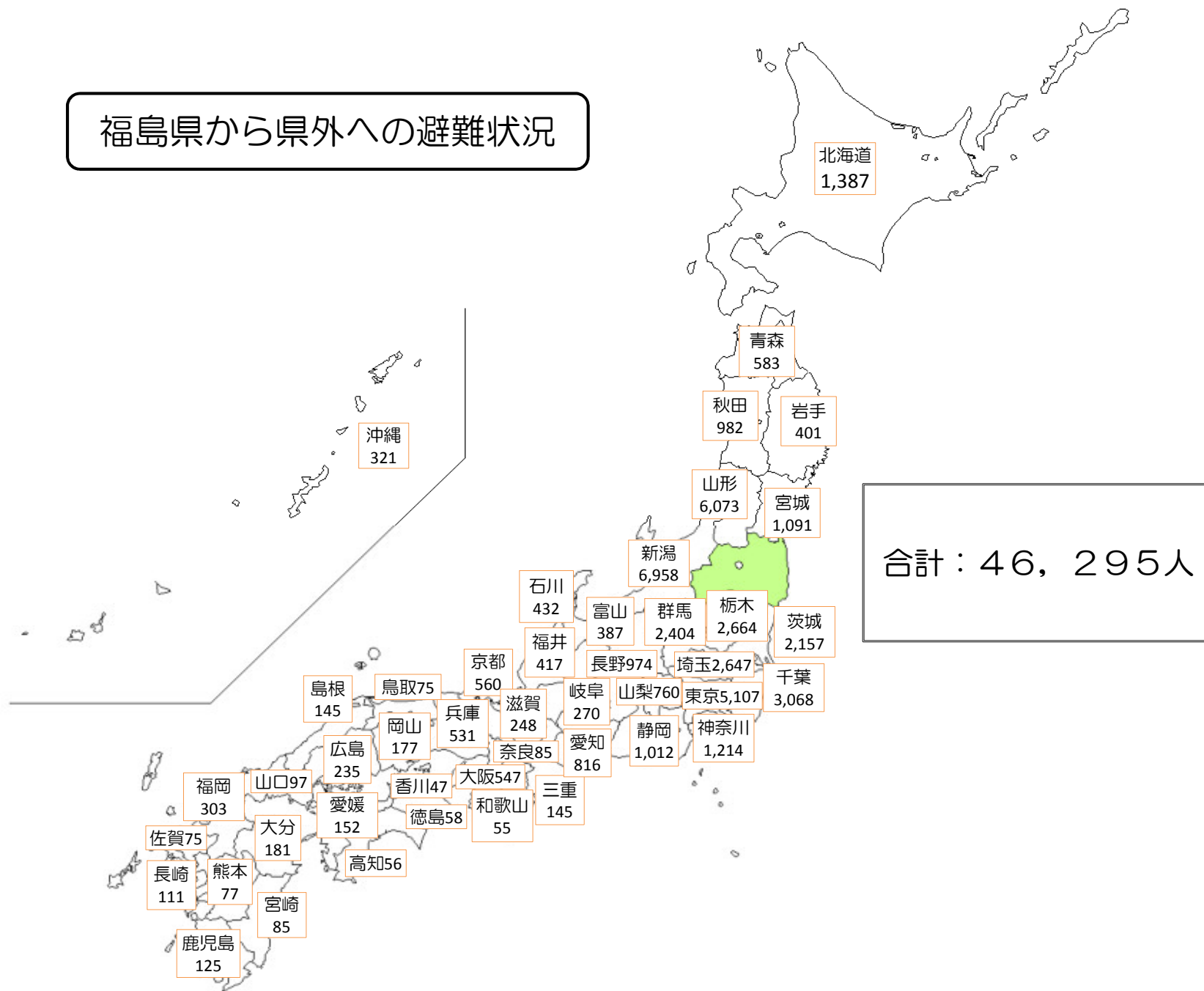
相双地域の役場避難状況

(主な移転先のみ記載)



平成23年8月10日現在

福島県から県外への避難状況



福島県災害対策本部資料（平成23年7月14日現在）

2 これまでの主な取組み

福島県におけるこれまでの主な取組み

被災者支援

NO	項目	復旧・復興に向けての取組み	備考
1	災害救助法の適用	・災害直後の応急的な生活の救済などを定めた災害救助法の適用 ・各都道府県への応援要請	・3/11 適用
2	被災者生活再建支援法の適用	・被災者の自立した生活の開始を支援することを目的とした被災者生活再建支援法の適用	・3/11 適用
3	被害状況の収集等	・定期的な被害状況の収集と公表及び避難者の所在確認	
4	被災者情報の提供	・避難所入居者情報センターの設置 ・情報提供紙「避難所の皆様へ」を発行し、県内外の避難所への配付	・4/3第1報発行
5	被災者用インターネット環境の提供	・避難所でのインターネットを通じて情報を取得できる環境の提供	・48避難所にパソコン75台配置
6	二次避難の実施	・旅館・ホテルへの二次避難の実施	・4/16 2次避難実施計画完成
7	県税の救済措置	・申告税目の申告納付期限の延長、賦課決定税目課税の延期等	
8	巡回医療・保健支援・心のケア	・県立医科大学による避難所の被災者を対象にした、巡回診療を実施 ・関係機関の応援を得ながら、保健師・看護師・管理栄養士等による避難所巡回や家庭訪問等を実施し、介護・健康相談、感染症予防支援等を実施 ・心のケアチーム（各県からの応援を含む）が被災地及び避難所を訪問し活動	
9	20～30Km圏内在宅患者医療支援	・福島第1原発から半径20～30Km圏内の在宅要介護者等を対象に巡回診療等を実施	
10	災害廃棄物処理対策	・災害廃棄物処理対策協議会の設置	・3/31設置（会議開催） ・4/14～15 準備会の開催 ・6/10 一部機関による会議の開催
11	消費生活相談	・消費生活相談及び専門家による法律相談の拡充・強化	・消費生活相談は3/19～ ・専門家による相談の拡充・強化は5月～
12	福祉ボランティア活動の強化支援	・「県ボランティアセンター」の経費を補助することにより、地域住民の積極的な参加を促進する環境づくりの支援	・3/14 県災害ボランティアセンター立ち上げ ・ボランティア活動者数：延べ10万人
13	生活福祉資金貸付等	・被災した世帯等を対象にした、生活福祉資金貸付のための原資及び運営費補助	一例として、緊急小口資金 ・実施期間：3/28～5/13 ・実績：25,016件 3,543,670千円
14	被災地の動物愛護	・被災地の動物愛護の対応	・4/15「福島県動物救護本部」を設置 ・4/19 義援金の募集を開始 ・4/28警戒区域内におけるペットの保護活動を開始
15	義援金の配分	・国内外から寄せられた義援金の被災者への配分	・第1次配分：市町村から配分を実施中 ・第2次配分：市町村に対し送金を行い、市町村から配分を実施中
16	公共施設における緊急物資等の受入れ	・小名浜港、相馬港、福島空港における緊急物資等の受入れ ・救援物資等輸送路確保のための道路確保	・小名浜港：3/18～末日まで、15隻入港 ・相馬港：3/18～末日まで、3隻入港 ・福島空港：3/11～5/13まで、臨時旅客290便、物資輸送等1,794回離発着

住宅対策

NO	項目	復旧・復興に向けての取組み	備考
1	被災建築物・被災宅地の応急危険度判定	・被災した建築物及び宅地について、それぞれ判定士を派遣	
2	住宅全般の相談窓口の設置	・住宅全般に対する相談窓口を設置	
3	応急仮設住宅等の整備	・応急仮設住宅の整備 ・借上げ住宅の供給 ・公営住宅空き家の提供	・4/11 県内事業者の公募開始 ・4/22 県内事業者候補者を決定（4千戸分）
4	災害復興住宅融資	・災害復興住宅融資等の案内	・被災住宅復旧のための建設資金等を受け付ける「独立行政法人住宅金融支援機構」を紹介

インフラの復旧

NO	項目	復旧・復興に向けての取組み	備考
1	都市ガスの復旧	・都市ガスについての復旧状況の把握	
2	農地・農業用施設等の災害復旧	・農地・農業用施設の災害復旧 ・林業用施設の災害復旧 ・治山施設・林地の災害復旧	・被害集計：約2,753億円（H23.4.27現在） ・応急復旧工事：3/18～ ・災害査定：5/16～
3	土木部関連公共施設等の災害復旧	・土木部関連公共施設の災害復旧及び応急工事の実施 ※小名浜港・相馬港の一部供用再開 ※あぶくま高原道路の応急復旧（及び全線開通の前倒し） ※松川浦漁港の応急復旧 ※大規模湛水の排除	・被害集計：約3,162億円（4,949箇所）（H23.4.27現在） ・応急復旧工事：3/18～ ・災害査定：5/10～
4	JR常磐線（亘理～相馬間）の復旧復興	・復興調整会議（東北運輸局主催）のメンバーとして、鉄道と被災市町村の復旧復興に向けた調整を実施	・復興調整会議（6/2、8/4）
5	水道の復旧	・県営工業用水道施設の復旧	・5/25給水再開（小名浜工業用水道）により、全県営工業用水道が給水を再開
6	県立学校施設等の災害復旧	・被災した県立学校施設等の災害復旧	

雇用対策

NO	項目	復旧・復興に向けての取組み	備考
1	県発注工事における被災者等の雇用対策	・県発注工事の入札（総合評価方式）及び工事成績評定において、被災者等の雇用等を評価	・6/1以降入札公告した工事に適用
2	雇用対策	・緊急雇用創出基金事業を活用した雇用対策	・雇用目標人数11,000人
3	被災離職者等職業訓練手当事業	・被災離職者等が就業に必要な技能及び知識の習得を図るため、訓練手当を支給する。	・6/17:申請受付開始

中小企業者支援

NO	項目	復旧・復興に向けての取組み	備考
1	中小企業等復旧・復興支援事業	・空き工場・空き店舗等による事業再開支援事業、建替や修繕の場合の工場・店舗等再生支援事業、製造業(100人以上)の建替や修繕の産業復興支援事業により、経費の一部を補助。	
2	震災対策特別資金	・東日本大震災及び福島第一原発事故により、事業活動に影響を受けた中小企業者を金融面から支援する。また、3年間、実質的に無利子となるよう利子補給を行う。	・融資枠600億円
3	ふくしま復興特別資金	・東日本大震災及び福島第一原発事故により、事業活動に影響を受けた中小企業者を金融面から支援する。また、3年間、実質的に無利子となるよう利子補給を行う。	・融資枠1,000億円
4	特定地域中小企業特別資金	・原子力発電所事故による警戒区域等から移転を余儀なくされた中小企業等に対し、事業を継続・再開するために必要な事業資金について貸し付けを行う。	・事業規模：421億円
5	残留放射線に関する相談窓口の設置	・工業製品の残留放射線に関する相談窓口をハイテクプラザに開設	・4/4 設置
6	工事等の支払いの迅速化	・震災の影響を受けた工事等の早急な支払いにあたり、手続きを弾力化	

農林水産業者支援

NO	項目	復旧・復興に向けての取組み	備考
1	相談窓口の設置	・農業団体の負担金についての相談窓口の開設 ・農林水産業に関する相談窓口の設置	
2	農業技術情報の提供	・「東北地方太平洋沖地震及び東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う農作物等に関する農業技術情報」 ・「がんばろうふくしま！ 農業技術情報」を発行し、普及組織、市町村、JA等を通し、農家への情報提供を実施。	・3/25第1号発行～4/10第11号発行 ・4/14第1号発行
3	農業者への金融支援	・農家経営安定資金 （東日本大震災農業経営対策特別資金）の融通	・東北地方太平洋沖地震対策資金 500万円 ・震災事故対策緊急支援資金 ・個人 1,000万円 ・団体・法人 1,200万円 ・農家経済維持支援資金 200万円 ・肉用牛経営緊急支援資金 ・個人 5,000万円 ・団体・法人 1億円
4	漁業者への金融支援	・東日本大震災漁業経営対策特別資金の融通	・個人：500万円、法人：700万円 ・無利子

教育の支援

NO	項目	復旧・復興に向けての取組み	備考
1	サテライト校の設置	・福島第一原発の30km圏内にある県立高等学校について、県内5地区にサテライトを開設して授業再開	・該当8校（浪江津島含む） ・5月9日の週から順次授業を開始
2	スクールカウンセラー等の配置	・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの緊急派遣の実施	
3	授業料等の免除 入学料免除	・被災した児童・生徒等の私立学校の授業料及び入学料の免除 ・被災した生徒の県立高等学校の入学料免除	
4	奨学金の貸与	・就学環境が大きく変化した高校生に対し、奨学金を貸与	
5	就学支援	・被災した児童生徒が小・中・特別支援学校での就学に必要な学用品費等に対して支援	
6	通学費の支援	・県内の他地域の私立高校へ転学した生徒の通学経費の支援 ・サテライト校への通学や県内他地域の高校への転学などをした県立高校に通う生徒の通学バスの運行や経費の支援	

治安対策

NO	項目	復旧・復興に向けての取組み	備考
1	行方不明者捜索等	・他県警や関係機関及び重機業者との連携による行方不明者捜索、身元確認、検視活動等	
2	警戒区域内等での警戒・警ら	・警戒区域、計画的避難地域等における警戒、警ら、検問、立入規制 ・金融機関等との協議の上、警戒区域内のATM機等からの早期現金回収活動の実施	
3	治安・防犯活動等	・安全・安心確保のための情報発信 ・仮設住宅への個別訪問による防犯指導 ・計画的避難区域内等での自主防犯パトロール隊活動への支援等	
4	被災者支援	・他県警と連携の上、県内外の避難所や学校を訪問し、被災児童・生徒も含め相談、心のケア、防犯指導等を行うことで、被災者の不安を解消	

放射線の影響への対策

NO	項目	復旧・復興に向けての取組み	備考
1	環境放射線モニタリング等の実施	・県内各府部、教育施設、児童福祉施設等、公園、水道水、河川水、海水、土壌、下水汚泥、水産資源等の環境放射線モニタリングの実施 ・食品（農林畜産物及び加工食品）、工業製品等の放射線モニタリングの実施 ・長期的なモニタリングのための検査体制の整備	
2	放射線に関する相談窓口の設置	・放射線に関する相談窓口の設置	
3	高度被ばく者の除染・診療	・福島第1原発内の作業等高度被ばく者に対する被ばく線量測定、除染及び診療	
4	放射線健康リスク管理アドバイザーによる講演会等	・放射線健康リスク管理アドバイザーの委嘱及び県内各地での講演会の実施	
5	緊急被ばくスクリーニング・除染の実施	・緊急被ばくスクリーニングの実施	・県内9箇所実施（うち、2箇所で除染の実施）
6	ふくしまの子どもを守る緊急宣言	・学校の安全安心や子どもの健康を守る事業等 総額358億円	・7/8
7	県民健康管理調査等の実施	・県民健康管理調査の実施 ・ホールボディカウンターによる内部被ばく検査の実施	
8	農林水産物の出荷制限など	・農林水産物の出荷制限及び摂取制限など	
9	計画区域（20km圏内）における家畜の対応	・衛生対策として死亡家畜の消石灰散布と遮蔽及び瀕死畜及び野放し畜などの殺処分等	
10	放射線に対する農業技術の研究への着手	・土壌の放射線量低減策や放射性物質が農作物に吸収されにくい栽培方法の研究に着手	・8/3第1回研究成果説明会実施
11	児童生徒等が受ける線量低減化計画策定	・校庭等の表土の改善 ・校舎等の洗浄 ・校舎等への空調設備の導入 ・放射線に関わる正しい知識の普及等	
12	生活空間における放射線量低減化対策	・生活空間における放射線量低減化対策に係る手引き及びパンフレットの作成・配布、HPへの掲載 ・線量低減化活動支援事業の実施	

損害賠償

NO	項目	復旧・復興に向けての取組み	備考
1	損害賠償	・事故の賠償問題に対応するプロジェクトチームの設置 ・「原子力損害に関する関係団体連絡会議」、「福島県原子力損害対策協議会」の開催	・5/2連絡会議設置 ・7/15協議会設置（連絡会議を改組）
2	原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口	・原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口の設置	・4/29 開設

風評被害対策

NO	項目	復旧・復興に向けての取組み	備考
1	残留放射線量測定器導入整備事業	・放射能汚染の恐れや風評被害のある工業製品等の残留放射線測定のための放射線測定器を整備 ・各地方振興局にも測定器を配置し、県内企業等へ貸出し	・工業製品用測定器40台購入 ・4/4ハイテクプラザに設置 ・4/27各地方振興局に配備
2	県産品・観光PR及びイベント活動	・首都圏等で開催されるイベント等における県産品、農産物の販売及び観光PR ・観光庁と連携し、観光復興のためのイベント等の実施	・「がんばろう ふくしま！」運動首都圏スタートイベント ・「復興アクションキックオフイベント」（内閣府主催） ・「日本の元気再生PROJECT Project JAPAN in FUKUSHIMA」開催 ・東京駅での「観光物産大感謝祭」を実施
3	観光地の情報発信	・「応援ありがとう がんばるふくしま」HP作成 ・季刊「うつくしまほんものの旅」の増刊 ・「猪苗代湖」の音楽による観光DVD作成 ・観光PR隊や福島観光ジャーナルによる情報発信を目的とする「ふくしまHAPPYデザイン」プロジェクトの展開 等	・随時号「旅ふく」を5万部発行（6・7月号を6月に発行） ・DVDを1,000枚作成し、各県等に配布 ・隣接県等のメディアに対する観光PRキャラバンを実施
4	加工食品に関する支援	・加工食品に関する放射線検査受検の支援	・6/13開始
5	福島県産販売促進	・モニタリング調査結果の公表による正確な情報発信及び安全性のPR ・福島県産農産物等の県内外での販売促進・安全性のPR	・県内量販店・直売所、首都圏等での販促イベント実施 ・「がんばろう ふくしま！」応援店の募集 1,442店舗（7/31現在） ・生産者団体等への販売会出展支援
6	港湾の放射線量測定結果のHP掲載	・風評被害対策として、相馬港及び小名浜港内における大気中・海水中の放射線量を測定し、結果をHPに掲載	・大気の測定：3/15～ ・海水の測定：5/26～

市町村支援

NO	項目	復旧・復興に向けての取組み	備考
1	市町村支援	・被災市町村への県職員の派遣 ・被災市町村への県外市町村職員の派遣支援 ・津波被災市町村の復興計画等の策定作業を支援	
2	避難者の所在確認	・双葉郡支援センターの設置及び市町村の避難者の所在確認支援	
3	一時帰宅支援	・警戒区域一時立入り受付センターの設置	

国への要望

NO	項目	復旧・復興に向けての取組み	備考
1	国への要望	・国に対しての要望・提案を実施	
2	復興構想会議	・国の復興計画に対する福島県からの提案	

予算の確保

NO	項目	復旧・復興に向けての取組み	備考
1	予算の確保	・復旧予算を確保するため事業の見直しを実施	
2	復旧予算の確保	・11団体（9県、2政令指定都市）が共同して東日本大震災復興宝くじを発行	
3	電源交付金使途拡大	・電源交付金の使途拡大	・被災自治体人件費にも支出可能

復興への取り組み

NO	項目	復旧・復興に向けての取組み	備考
1	双葉8町村の復興会議	・双葉8町村を中心に県議や有識者で構成される復興会議の設置	
2	福島県復興ビジョン	・福島県の復興ビジョンや復興計画の策定を担当する復興ビジョン等策定プロジェクトチームを発足	・4/11にプロジェクトチームを発足 ・5/5までに浜通りを中心とした各首長と復興に関する意見交換を実施
3	小名浜港・相馬港の復旧復興方針検討の会議開催	・今後、港湾利用者の意見を踏まえ、復旧・復興の方針を策定（市、県、国、港湾関係者等が構成員）	・小名浜港：4/1～ 8回開催 ・相馬港：4/5～ 2回開催
4	小名浜港「国際バルク戦略港湾」へ選定	・国際競争力の強化を図るための拠点である「国際バルク戦略港湾」に選定され、今後港湾を整備	・選定 5/31

国におけるこれまでの主な取組み

被災者支援

NO	項目	復旧・復興に向けての取組み	備考
1	避難者の所在確認	・全国避難者情報システムによる避難者の所在確認	
2	税制上の救済措置	・固定資産税免除、代替住宅の不動産取得税非課税等 ・自動車取得税、自動車税の非課税	・地震津波の被災者支援の特例措置を定めた地方税法の改正(4/27) ・原子力災害被災者への特例措置を定めた地方税法の改正(8/5)
3	各国・地域等からの緊急支援	・緊急援助隊、医療支援チーム等の活動、物資支援、寄付金等	・随時
4	被保険者の一部負担金等の取扱い	・保険証無しでも保険扱いで医療機関等を受診でき、一定の要件に該当する場合は窓口負担の支払猶予・減免を行うよう都道府県・医療機関等に指示。 ・保険証無しでも保険扱いで介護サービスを利用でき、一定の要件に該当する場合は利用者負担の支払猶予・減免を行うよう都道府県・市町村・介護サービス事業者等に指示。	・医療機関等や国民健康保険を運営する市町村などの判断で、窓口負担金の支払猶予や減免可能。3月12日・15日付け ・介護保険を運営する市町村の判断で、利用者負担金の支払猶予や減免可能。3月11日・12日・17日付け
5	生活福祉資金貸付の特例	・被災した世帯に生活資金原則10万円以内を貸付ける特例措置、及び被災した低所得世帯に一時的に必要な経費を貸付ける特例措置を決定し、都道府県等に対し必要経費を補助	
6	被災生活衛生関係事業者等の対策	・日本政策金融公庫における災害貸付の金利引き下げ実施 ・被災した理美容師が避難所や仮設住宅に隣接した仮設店舗の開設	・0.5%~1.4%の引き下げ(23/9/30まで) ・法に基づく開設届けを不要とした。
7	医薬品などの対応	・医薬品、医療機器、医療用ガス等の扱いの簡便化及び緩和	・多くの官公庁が例外措置や手続き簡素化などを実施
8	仮設住宅の入居期限	・最長2年とされる入居期限の延長	
9	厚生年金保険料の一時免除	・最大1年間の免除	・対象者：被災者、被災事業者
10	大規模湛水の排除	・自衛隊等が実施する行方不明者捜索に併せた津波被害による大規模湛水の排水作業について、排水対策車等の機材の貸与	
11	応急救援車両等のための燃料確保	・発災当初に被災地を中心に応急救援のための燃料が不足していた際に、燃料及び輸送手段を確保	
12	避難地域への燃料等の輸送	・原発事故の風評被害により、民間事業者による燃料・救援物資等の輸送が困難であった地域へ自衛隊が輸送任務を展開	

住宅対策

NO	項目	復旧・復興に向けての取組み	備考
1	応急仮設住宅の整備	・応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅を活用した応急仮設住宅の整備	503億円

インフラの復旧

NO	項目	復旧・復興に向けての取組み	備考
1	激甚災害の指定(激甚災害法)	・公共施設や学校、農地の災害復旧などについて、国庫補助のかさ上げ等	・3/13 指定
2	がれき処理	・がれき処理の受入を42都道府県に打診 ・環境省で現地災害対策本部(福島県内支援チーム)を設置 ・環境省職員、研究者、技術者チーム現地巡回訪問	・災害廃棄物量：339万t。(8/1現在) ・支援チームの設置は6/3
3	インフラの復旧	・公共事業費(道路、河川、下水道、港湾等)の修復について、国が98%拠出	・1次補正など
4	救援物資受入れのための輸送経路の確保	・発災直後より、救援物資受入れ拠点となる港湾施設及び被災地への輸送経路を確保	
5	警戒区域内における破堤箇所の補修	・警戒区域内の河川堤防等が破堤した箇所のうち、降雨等により2次被害の発生が懸念される緊急性の高いところについて、応急対策を実施	

雇用対策

NO	項目	復旧・復興に向けての取組み	備考
1	新規採用者(新卒者)への配慮	・被災地の学生(新卒者等)採用に配慮するよう要請	
2	雇用・労働関係の特例措置	・相談窓口の設置、未払賃金立替払制度、労働保険料等の納付期限延長・猶予等	
3	災害時における雇用保険の特例措置	・雇用保険の失業手当を受給できる特例措置	対象：災害により休業もしくは一時的に離職を余儀なくされた方
4	雇用調整助成金	・支給要件の緩和を実施	対象：災害救助法適用地域に所在する事業所の事業主
5	雇用創出基金事業	・対象分野に「震災対応分野」を追加 ・雇用期間の複数回更新が可能	・交付額：138.7億円

中小企業者支援

NO	項目	復旧・復興に向けての取組み	備考
1	中小企業への補助等	・ 自家発電設備の導入補助、輸出品の放射線量検査の検査料補助	・ 1次補正
2	災害関係保証の発動等	・ 災害関係保証の発動、設備資金融資の償還期間の延長、設備の災害復旧事業に係る補助、災害復旧貸付の金利引下げ	・ 激甚災害指定による措置（対象は全国）
3	中小企業倒産防止共済法施行規則の一部改正	・ 災害による不渡りにより、売掛金の回収が出来ない共済契約者の資金繰り支援	
4	仮設店舗、仮設工場等の整備	・ 早期事業活動に向けた仮設店舗、仮設工場等の整備	・ 市町村への無償貸与
5	商店街に対する災害復旧の補助	・ 被災したアーケード等の撤去、施設修繕等を補助	・ 補助率10/10
6	中小企業基盤整備機構の施設提供	・ 被災地及びその周辺に所在する中小企業基盤整備機構の施設を自治体に提供（一時使用）	・ 福島県内では、相馬中核工業団地等を提供。
7	各種貸付等の更なる条件緩和	・ 災害時貸付の条件緩和（無利子化、貸付限度額の引き上げ、償還期間の延長及び据置期間の設定等） ・ 高度化貸付の既往債権の迅速な整理、償還猶予、返済期限延長	・ 危急の事業資金を確保するもの。 ・ 都道府県及び中小機構に対して要請。
8	中小企業の受注機会の増大（優先取引）	・ 官公需契約における中小企業者の受注機会の増大及び東北経済産業局長が証明した官公需適格組合等を活用するよう配慮	・ 6/28 H23年度の国等の契約の方針が閣議決定
9	被災地への専門家チームの派遣と現地支援拠点の設置	・ 専門家チームの被災地域への派遣、現地支援拠点（仙台、盛岡、福島）の設置、実践的なアドバイス体制の整備	・ 被災地の実態調査を行い、関係機関等の要望や課題を把握し、必要なアドバイスをする。
10	政府系金融機関による大規模融資	・ 4兆円規模の融資枠の確保（危機対応融資として約3兆円、災害復旧貸付の拡充による1兆円規模の融資）	
11	建設業法上の特例措置	・ 建設業許可の有効期間の延長 ・ 経営事項審査の有効期間の延長 ・ 国、地方公共団体が発注する建設工事を直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等の3ヶ月以上の雇用関係規定の緩和 等	・ 3/23付け

農林水産業者支援

NO	項目	復旧・復興に向けての取組み	備考
1	被害農林漁業者等に対する融資	・ 融資枠の拡大及び金融機関から無利子での借り入れが可能（平成23年度補正予算の成立に伴うもの） 融資枠1,000億円	・ 「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」の発動（5/2）
2	つなぎ資金等経営支援	・ 出荷制限及び風評被害等による影響対策支援 ・ スーパーJ 資金の弾力的な運用 ・ 畜産経営安定対策の要件緩和、特例措置	・ フローバー資金、購買品の支払期限の延長等4/1 ・ 3千万円まで無担保3/30 ・ 4/20
3	除塩対策	・ 土地改良法の特例に関する法律（除塩対策） ・ 農地の除塩に国が9割まで補助。残り1割も市町村の特別交付金などで対応	・ 5/2 ・ 1次補正
4	被災農家への支援	・ 津波などにより作付け不能な農地のうち共同で復旧作業を行うものの面積に対して支援金を支給 ・ 支援単価 水田作物35,000円/10aなど	・ 1次補正

教育の支援

NO	項目	復旧・復興に向けての取組み	備考
1	児童生徒の就学機会の確保	・ 被災児童生徒等が域内の学校への受入れを希望してきた場合には、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れること等を、各教育委員会等に要請	・ 3/14
2	子どもの学び支援ポータルサイト	・ ポータルサイトを開設し、学用品等の物的支援等のマッチングを実施	・ 4/1
3	被災児童生徒への就学支援	・ 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金制度の創設	・ 1次補正
4	教育関係施設に対する財政措置	・ 学校・給食施設などの教育関係施設の復旧に対する国庫負担の財政措置	・ 1次補正
5	スクールカウンセラー等の派遣支援	・ 被災地、避難先の幼・小・中・高等学校等へのスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー派遣を支援	・ 1次補正

放射線の影響への対策

NO	項目	復旧・復興に向けての取組み	備考
1	下水処理副産物の取扱いに関する考え方の提示	・ 10万Bq/kgを超える脱水汚泥の措置 ・ 8千Bq/kgから10万Bq/kgの措置及び8千Bq/kgを下回る脱水汚泥の最終処分等での処分方法等について考えを提示	・ 5/12 ・ 6/16
2	食品の摂取及び出荷制限	・ 原子力災害対策特別措置法第20条第3項に基づく食品の摂取及び出荷制限の指示	・ 以降、県モニタリング状況により適宜指示有り
3	稲の作付けに関する指示	・ 警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域稲の作付けを控える指示（原子力災害対策特別措置法第20条第3項に基づく指示）	・ 4/22
4	家畜の移動についての方針の提示	・ 計画的避難区域等からの家畜の移動について、家畜の放射線測定を行い一定の基準以下であることを確認した上で移動方針提示	・ 4/22
5	環境放射線モニタリングの実施	・ モニタリングカーを用いた空間線量率の測定 ・ 簡易型線量計を用いた固定測定点における積算線量の測定（20km以遠の地域のモニタリング実施） ・ 海上のモニタリング行動計画 ・ 福島県内の学校等のモニタリング実施 ・ 警戒区域等の詳細モニタリングの実施	・ 毎日実施 ・ 3/25より毎日 ・ 3/22 ・ 6/13
6	学校等の利用の考え方等の提示	・ 福島県内の学校等の校舎、校庭等の利用判断における暫定的考え方提示（校庭・園庭で3.8μSv/時間以上） ・ 学校等の校庭・園庭の空間線量低減のための当面の対策に関する検討提示（剥離した土壌の処理方法として2つの方法を提示） ・ 児童生徒等が学校等において受ける線量について、当面年間1mSvを目指す。そのため低減に向けた当面の対応提示（校庭・園庭で毎時1μSv以上の学校の表土改善に財政的支援）	・ 4/19 ・ 5/11 ・ 5/27
7	学校への積算線量計の配布	・ 福島県内の全ての幼・小・中・高等学校等に対して積算線量計を配布	

損害賠償

NO	項目	復旧・復興に向けての取組み	備考
1	原子力損害賠償紛争審査会の設置	・原子力損害の賠償に関する法律に基づき「原子力損害賠償紛争審査会」を設置	・4/15（第1回）から月2回程度開催
2	中間指針の策定	・東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針	・8/5策定
3	緊急支援措置の決定	・原子力災害被災者に対する緊急支援措置（東京電力による仮払いの実施）について決定	・4/15（避難等指示区域内の住民） ・5/12（農林漁業者、中小企業者）
4	原子力損害賠償関連法の制定	・「平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」、「原子力損害賠償支援機構法」の制定	・7/29緊急措置法成立 ・8/3支援機構法成立

風評被害対策

NO	項目	復旧・復興に向けての取組み	備考
1	輸出品に対する諸外国の規制等の対応	・放射能の検査を行う等、規制を強化する国等（少なくとも50の国・地域）に対し、冷静な対応を呼びかけ実施	
2	風評被害に関する緊急メッセージ	・放射能に関し、根拠のない思い込みや偏見で差別することは人権侵害につながる旨を発信	
3	風評被害払拭に関するメッセージや対応	・風評被害を払拭するため、観光庁長官自ら国内外へメッセージを発信するとともに、県内で観光復興につながる各種イベントを企画・実施	

地方公共団体への支援

NO	項目	復旧・復興に向けての取組み	備考
1	災害対策基本法施行令の一部改正	・発行可能団体の特例（歳入欠かん等償の発行が可能） ・歳入欠かん等償に係る財政融資資金の償還期限の延長（現行4年以内→10年以内）	・3/16公布・施行
2	被災者の受入等に要する経費に対する特別交付税措置	・被災者の受入経費及び被災地応援に要する経費の特別交付税措置	・関係地方団体の実情を把握した上で、特別交付税措置を行う。
3	平成23年度特別交付税の特例交付額の決定	・被災団体等に対し、762億円を交付	・県分：40億円 ・市町村分：69億円
4	行政相談の範囲拡大	・省、行政評価局、行政評価事務所における行政相談の中で、震災についての相談も受け付け	・1か月で8000件超
5	環境省現地災害対策本部 福島県内支援チームを設置	・災害等廃棄物処理事業の支援のため、福島県庁内に「環境省現地災害対策本部 福島県内支援チーム」を設置し、5名を配置	・6/13～
6	建築制限期間の延長	・自治体が建築を制限・禁止できる建築制限期間を2ヶ月から最長8ヶ月に延長	・被災市街地復興特別措置法を適用すれば、さらに2年間制限が可能
7	被災地における復興計画策定支援	・自治体における津波被災市街地の復興方針・復興計画の策定を支援するため、復興手法検討調査を実施。	・1次補正

予算確保

NO	項目	復旧・復興に向けての取組み	備考
1	平成23年度第1次補正予算	・4兆153億円 （仮設住宅整備費用等：4,829億円、がれき処理：3,519億円、ライフライン等の復旧：1兆2,019億円、公共施設の復旧に4,160億円、中小企業の資金繰り対策：6,407億円、被災地自治体への財政支援：1,200億円増額）	・5/2成立
2	平成23年度第2次補正予算	・1兆9,988億円 （原子力損害賠償法関係経費：2,754億円、被災者生活再建支援金補助金等：3,774億円、被災地自治体への財政支援：5,455億円増額）	・7/25成立

復興への取り組み

NO	項目	復旧・復興に向けての取組み	備考
1	東日本大震災復興構想会議の設置	・平成23年4月11日の閣議決定により「東日本大震災復興構想会議」の設置	・6/25 第1次提言